

仕様書

1 業務名

東近江市総合健康診査業務（令和8年度及び令和9年度）

2 業務内容

(1) 予約票発送業務

(2) 健診当日の受付、問診及び自己負担金徴収業務

(3) 結核胸部エックス線健診（以下「結核健診」という。）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく。）

(4) 後期高齢者健康診査（以下「高齢者健診」という。）

（滋賀県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施）

(5) 特定健康診査（以下「特定健診」という。）

(6) 一般健康診査（以下「一般健診」という。）

(7) 肺がん検診

(8) 胃がん検診

(9) 大腸がん検診

(10) 子宮頸がん検診

(11) 乳がん検診

(12) 肝炎ウイルス検診

(13) 結果通知業務

※(7)から(12)までの業務は、健康増進法に基づく。

3 日程及び会場

(1) 準備期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(2) 実施期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間で行う。

結核健診、高齢者健診、特定健診、一般健診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診及び肝炎ウイルス検診の同時実施を年間11日間、結核健診、高齢者健診、特定健診、一般健診、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診及び肝炎ウイルス検診の同時実施を年間21日間とする。

※年間32日間のうち、土曜、日曜、祝日等に8日間程度行う。また、午前のみの開催を24日間程度行う。

(3) 実施回数（／年）

回数の単位は、半日を1回とする。

結核健診は、32日間、午前32回、午後8回。高齢者健診、特定健診、一般健診は、32日間、午前32回、午後7回。肺がん検診は、32日間、午前32回、午後8回。胃がん検診は、20日間、午前20回。大腸がん検診は、32日間、午前32回、午後8回。子宮頸がん検診は、32日間、午前32回、午後7回。乳がん検診は、32日間、午前32回、午後7回。肝炎ウイルス検診は、32日間、午前32回、午後7回。

(4) 実施時間

午前8時30分から午後4時30分までとする。

（職員の昼休憩は、1時間程度取得すること。）

受付時間 午前の部 午前9時から午前11時まで

午後の部 午後1時から午後3時まで

(5) 会場

東近江市保健センター、永源寺コミュニティセンター、鈴鹿の里コミュニティセンター、湖東コミュニティセンター、蒲生コミュニティセンター、五個荘コミュニティセンター、やわらぎホール及び愛東支所

(6) 特記事項

ア 高齢者健診、特定健診、一般健診、胃がん検診及び子宮頸がん検診に係る医師については、全て受注者で対応すること。

イ 検診受診予定数に応じて、胸部レントゲン検診車、胃部レントゲン検診車、胸部・胃部併用車を用意する等、各けん診がスムーズに流れるように配車すること。

なお、鈴鹿の里コミュニティセンターで実施する結核健診、肺がん検診は、胸部・胃部併用車1台のみとする。

ウ 日程と会場の決定については、別途協議する。

エ 災害等緊急事態により、けん診が実施できない場合や、諸事情によりやむを得ず日数、日程、会場等を変更することがある。この場合において、市と別途協議を行うこととする。

オ 予約の状況に応じて年間4回(半日)程度は診察医師を2人配置すること。

4 予定件数（／年）

健康診査名称	予定人数	自己負担金	自己負担金
		徴収予定人数	

結核健診		100人	0人	0円
高齢者健診	基本検査項目	660人	0人	0円
	詳細検査項目（心電図）	400人	0人	0円
	詳細検査項目（貧血）	230人	0人	0円
一般健診	基本検査項目＋追加検査項目	360人	325人	1,000円
	詳細検査項目（貧血）	130人		
	詳細検査項目（心電図）	40人	－	
	詳細検査項目（眼底検査）	40人	－	
	血中脂質検査（総コレステロール）	360人	－	
特定健診	基本検査項目＋追加検査項目	2,400人	－	0円
	詳細検査項目（貧血）	300人	－	0円
	詳細検査項目（心電図）	2,400人	－	0円
	詳細検査項目（眼底検査）	2,400人	－	0円
	血中脂質検査（総コレステロール）	2,400人	－	0円
肺がん検診	胸部エックス線撮影検査（40歳～64歳）	1,400人	1,300人	500円
	胸部エックス線撮影検査（結核同時実施）	3,050人	1,700人	
	喀痰検査	100人	60人	700円
	喀痰検査（容器代のみ）	20人	－	
胃がん検診	問診・胃部エックス線検査（高濃度バリウム）	1,000人	820人	1,000円
大腸がん検診	免疫便潜血検査2日法 検体回収	3,500人	2,450人	500円

	検体容器代のみ	300人	—	0円
	再配布	60人	60人	200円
子宮頸がん検診	子宮頸部細胞診、問診、視診及び内診	2,000人	1,700人	1,000円
	検診医師（半日単位）	39人	—	
乳がん検診	内外斜位方向撮影・頭尾方向撮影（40歳～49歳）	350人	270人	2,000円
	内外斜位方向撮影（50歳以上）	1,600人	1,240人	1,600円
肝炎ウイルス検診	HCV 抗体検査＋HBs 抗原検査	400人	70人	700円
	HCV-RNA 検査	10人	8人	

5 各健診の実施内容

(1) 結核健診

ア 対象者

市の住民基本台帳に記録されている者のうち、基準日において65歳以上の者

イ 実施内容

- (ア) レントゲン検診車による胸部エックス線撮影検査を実施する。
- (イ) 検診車1台につき、技師1人以上を配置すること。
- (ウ) エックス線撮影については、「滋賀県がん検診の実施のための指針（肺がん検診）」で定める検査方法で行うこと。
- (エ) 健診のスタッフには、専門職を配置し、健診及び介助を行うこと。

ウ 健診結果について

- (ア) 検査結果の判定は、十分な経験を有する2人以上の医師が同時に、又はそれぞれが個別に読影するものとし、結果の取り違えがないよう必要な対策を十分に講ずること。また、必要時には過去に撮影したものと比較読影すること。
- (イ) 検査結果については、「異常所見なし」、「精検不要」、「呼吸器につき要精密検査」、「循環器につき要精密検査」及び「(〇〇)につき、要精密検査」に区分すること。

(ウ) 健診結果通知は受注者から行うこととし、健診実施後、原則 3 週間以内に指定する様式で健診結果通知書を作成し、受診者が同日に受診した他のがん検診結果と併せて記入し、市の指定する封筒で発送すること。また、「要精密検査」と判定された者については、「結核胸部エックス線精密検査依頼書兼結果票」を作成し、同封すること。

なお、緊急を要すると判断される結果については、上記の期間にかかわらず、直ちに市に納品すること。

(エ) (ウ) の発送時に健診日単位の健診結果報告書（年齢区分、受診者数及び結果判定区分の内訳が記載されたもの）、月単位の結果一覧表及び健診結果データ（CSV）を市の指定する内容で作成し、CD-ROM 等の媒体で市に納品すること。

(オ) 健診結果は、受注者が 5 年間保存すること。

(2) 高齢者健診

ア 対象者

市の住民基本台帳に記録されている滋賀県後期高齢者医療被保険者

イ 実施内容

健診項目（「後期高齢者の健康診査実施要綱（滋賀県後期高齢者医療広域連合）」に定めるとおり）については、次のとおりとする。

- (ア) 問診（服薬歴、既往歴、生活習慣に関する項目、自覚症状等）
- (イ) 診察（理学的所見及び身体観察）
- (ウ) 身体計測（身長、体重及び BMI）
- (エ) 血圧測定（収縮期血圧及び拡張期血圧）
- (オ) 血中脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール及び LDL コレステロール）
- (カ) 肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）及び γ -GT（ γ -GTP））
- (キ) 血糖検査（空腹時血糖又は HbA1c）
- (ク) 腎機能検査（血清クレアチニン）
- (ケ) 尿検査（糖及びたんぱく）
- (コ) 心電図検査

高齢者健康診査当日の健診結果において収縮期血圧 140mmHg 以上若しくは拡張期血圧 90mmHg 以上又は問診等で不整脈が疑われる者

- (サ) 貧血検査（血色素、赤血球数及びヘマトクリット値）

貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者で医師が個別に必要と判断した者

ウ 健診結果について

健診結果通知は市から行うこととし、健診実施後、原則 3 週間以内に市の指定する様式で健康診査結果票を作成し、市の指定する封筒に必要書類及び市が作成した啓発資料(A 3 サイズ 1 枚)を印刷し、同封して納品すること。また、要医療判定となった受診者に対しては、受診結果通知書を作成し、同封すること。

なお、緊急を要すると判断される結果については、上記の期間によらず直ちに市に納品すること。

エ ウの納品時に市の指定する内容で健診結果データ(CSV)を作成し、CD-ROM等の媒体で市に納品すること。

オ その他

(7) 実施に当たっては、「後期高齢者の健康診査実施要綱（滋賀県後期高齢者医療広域連合）」、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（厚生労働省）」、「標準的な健診・保健指導プログラム（厚生労働省）」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（厚生労働省）」の特定健診に関する最新の法令、通知等に準拠すること。

(1) 尿検査に当たっては、受診者が自宅にて尿を採取し持参できるよう、尿検査容器を事前に送付すること。

(3) 特定健診

ア 対象者

東近江市国民健康保険加入者の 40 歳以上 75 歳未満の者（75 歳の誕生日の前日まで）

イ 実施内容

健診項目（「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に定めるとおり）については、次のとおりとする。

(7) 問診（服薬歴、既往歴、生活習慣に関する項目、自覚症状等）

(1) 診察（理学的所見及び身体観察）

(2) 身体計測（腹囲、身長、体重及び BMI）

(3) 血圧測定（収縮期血圧及び拡張期血圧）

(4) 血中脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール及び LDL コレステロール及び総コレステロール）

(5) 肝機能検査（AST (GOT)、ALT (GPT) 及び γ -GT (γ -GTP))

(6) 血糖検査（血糖及び HbA1c）

(7) 腎機能検査（血清クレアチニン及び eGFR 値）

(8) 血清尿酸値

- (コ) 尿検査（糖、たんぱく及び潜血）
- (サ) 心電図検査
- (シ) 眼底検査
- (ス) 貧血検査

貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者で医師が個別に必要と判断した者

ウ 健診結果について

健診結果通知は市から行うこととし、健診実施後、原則 3 週間以内に市の指定する様式で健康診査結果票を作成し、市の指定する封筒に必要書類及び市が作成した啓発資料（A 3 サイズ 1 枚）を印刷し、同封して納品すること。また、要医療判定となった受診者に対しては、受診結果通知書を作成し、同封すること。

なお、緊急を要すると判断される結果については、上記の期間によらず直ちに市に納品すること。

エ ウの納品時に市の指定する内容で健診結果データ（CSV）を作成し、CD-ROM 等の媒体で市に納品すること。

オ その他

- (ア) 実施に当たっては、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（厚生労働省）」、「標準的な健診・保健指導プログラム（厚生労働省）」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（厚生労働省）」の特定健診に関する最新の法令、通知等に準拠すること。
- (イ) 尿検査に当たっては、受診者が自宅にて尿を採取し持参できるよう、尿検査容器を事前に送付すること。
- (ウ) 〈別表〉当日保健指導を実施する対象者に該当する受診者は、保健師面談ブースへ誘導すること。

(4) 一般健診

ア 対象者

市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次に掲げる者

- (ア) 基準日において19歳以上39歳以下の者
- (イ) 基準日において40歳以上の生活保護受給者で医療保険の被保険者以外の者

イ 実施内容

健診項目（「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に定めるとおり）については、次のとおりとする。

- (7) 問診（服薬歴、既往歴、生活習慣に関する項目、自覚症状等）
- (イ) 診察（理学的所見及び身体観察）
- (ロ) 身体計測（腹囲、身長、体重及び BMI）
- (エ) 血圧測定（収縮期血圧及び拡張期血圧）
- (オ) 血中脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール及び LDL コレステロール
及び総コレステロール）
- (カ) 肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）及び γ -GT（ γ -GTP））
- (キ) 血糖検査（血糖及び HbA1c）
- (ク) 腎機能検査（血清クレアチニン及び eGFR 値）
- (ケ) 血清尿酸値
- (コ) 尿検査（糖、たんぱく及び潜血）
- (サ) 心電図検査

当該年度の健康診査の結果において、収縮期血圧140mm Hg 以上若しくは拡張期血圧90mm Hg 以上の者又は問診等で不整脈が疑われる者で医師が必要と判断した者

(シ) 眼底検査

当該年度の健康診査の結果において、収縮期血圧140mm Hg 以上若しくは拡張期血圧90mm Hg 以上の者又は前年度の健康診査の結果において空腹時血糖値が126mg/dl 以上、HbA1c（NGSP 値）6.5% 以上又は随時血糖値が126mg/dl 以上の者で医師が必要と判断した者

(ス) 貧血検査

貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者で医師が個別に必要と判断した者

ウ 健診結果について

健診結果通知は市から行うこととし、健診実施後、原則3週間以内に市の指定する様式で健康診査結果票を作成し、市の指定する封筒に必要書類及び市が作成した啓発資料（A3サイズ1枚）を印刷し、同封して納品すること。また、要医療判定となった受診者に対しては、受診結果通知書を作成し、同封すること。

なお、緊急を要すると判断される結果については、上記の期間によらず直ちに市に納品すること。

エ ウの納品時に市の指定する内容で健診結果データ（CSV）を作成し、CD-ROM等の媒体で市に納品すること。

オ その他

(7) 実施に当たっては、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（厚生労働省）」、「標準的な健診・保健指導プログラム（厚生労働省）」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（厚生労働省）」の特定健診に関する最新の法令、通知等に準拠すること。

(1) 尿検査に当たっては、受診者が自宅にて尿を採取し持参できるよう、尿検査容器を事前に送付すること。

(5) 肺がん検診

ア 対象者

(7) 胸部エックス線撮影

市の住民基本台帳に記録されている者のうち、基準日において40歳以上の者。また、基準日に65歳以上の者の胸部エックス線撮影検査は、「(1) 結核健診」も兼ねること。

(1) 喀痰検査

50歳以上で、喫煙指数（1日喫煙本数×年数）が600以上（過去における喫煙者を含む。）の者とする。加熱式たばこについては、「カートリッジの本数」を「喫煙本数」と読み替える。

イ 実施内容

問診、胸部エックス線撮影及び喀痰細胞診とし、「滋賀県がん検診の実施のための指針（肺がん検診）」に準拠して行うこと。

ウ 検診結果について

(7) エックス線写真の読影は、2人以上の医師（うち1人は十分な経験を有した呼吸器又は放射線の専門医を含めること。）が個別に読影（二重読影）するものとし、結果の取り違えのないよう必要な対策を十分に講ずること。また、「滋賀県がん検診の実施のための指針（肺がん検診）」に基づき必要に応じて比較読影を実施すること。

(1) 検査結果については、「滋賀県がん検診の実施のための指針（肺がん検診）」に基づき総合的に判断し、「要精密検査」及び「精密検査不要」に区分すること。

(7) 検診結果通知は受注者から行うこととし、検診実施後、原則3週間以内に指定する様式で検診結果通知書を作成し、受診者が同日に受診した他のがん検診結果と併せて記入し、市の指定する封筒で発送すること。また、「要精密検査」と判定された者については、「肺がん検診精密検査依頼書兼結果票」を作成し添付すること。

なお、緊急を要すると判断される結果については、上記の期間によらず

直ちに市に納品すること。

(エ) (ウ)の発送時に検診日単位の検診結果報告書（年齢区分、受診者数及び結果判定区分の内訳が記載されたもの）及び月単位の結果一覧表並びにがん検診結果データ（CSV）を市の指定する内容で作成し、CD-ROM等の媒体で市に納品すること。

(オ) 検診結果は、受注者が5年間保存すること。

(6) 胃がん検診

ア 対象者

市の住民基本台帳に記録されている者のうち、基準日において50歳以上で前年度東近江市胃がん検診を受診していない者

イ 実施内容

問診及び胃部エックス線撮影とし、「滋賀県がん検診の実施における指針（胃がん検診）」に準拠して行うこと。

ウ 検診結果について

(ア) 検診結果の判定は、十分な経験を有する2人以上の医師が個別に読影するものとし、結果の取り違えのないよう必要な対策を十分に講ずること。また、結果に応じて過去に撮影した胃部エックス線写真と比較読影すること。

(イ) 問診結果及びフィルムの読影結果を総合判定し、「異常所見を認めず」、「有所見（精検不要）」、「要精密検査」、「他臓器要精密検査」、「要精密検査＋他臓器要精密検査」、「受診勧奨（慢性胃炎の疑い）」及び「受診勧奨」に区分する。この場合の「他臓器要精密検査」は、胃以外の部位の疾患等により精密検査が必要となった場合とする。

(ウ) 検診結果通知は受注者から行うこととし、検診実施後、原則3週間以内に検査結果通知書を作成し、受診者が同日に受診した他のがん検診結果と併せて記入し、市の指定する封筒で発送すること。また、「要精密検査」と判定された者については、「胃がん検診精密検査・再検査依頼書兼結果票」を作成し、読影結果を添付すること。

なお、緊急を要すると判断される結果については、上記の期間によらず直ちに市に納品すること。

(エ) (ウ)の発送時に検診日単位の検診結果報告書（年齢区分、受診者数及び結果判定区分の内訳が記載されたもの）及び月単位の結果一覧表並びにがん検診結果データ（CSV）を市の指定する内容で作成し、CD-ROM等の媒体で市に納品すること。

エ その他

- (ア) 撮影したエックス線写真、問診記録及び検診結果は、受注者が5年間保存すること。
- (イ) 検診は午前中に実施し、受診者は検診車1台につき、おおむね50人までとする。
- (ウ) 受診予定人数に応じて検診車の配備を増やすなど円滑な実施に配慮すること。
- (エ) 受診者には、下剤服用及びバリウムによる便秘予防のための十分なミネラルウォーター（ペットボトル）を一人1本配付すること。
- (オ) 問診等により胃部エックス線撮影が不向きと判断された者には、胃内視鏡検診を案内すること。
- (カ) 前年度東近江市胃がん検診受診者データを受付用データとして提供する。

(7) 大腸がん検診

ア 対象者

市の住民基本台帳に記録されている者のうち、基準日において40歳以上の者

イ 実施内容

- (ア) 問診及び便潜血反応検査（免疫便潜血検査2日法）とし、「滋賀県がん検診実施のための指針（大腸がん検診）」に準拠して行うこと。
- (イ) 検査方法は、ラテックス凝集法とし、検便採取後即日（2日目）回収を原則とする。
- (ウ) カットオフ値を120ng/ml（121ng/ml 以上は陽性）とする。

ウ 検体の取扱い

検体の測定は、原則として検体受領後24時間以内とし、困難な場合は冷蔵保存すること。また、検体は、冷蔵保存で搬送すること。

エ 検診結果について

- (ア) 問診結果を参考に、免疫便潜血反応検査結果により判断し、「陰性」、「要精密検査」及び「判定保留」に区分し、検体に不備のある者は「検査不能」に区分すること。

なお、緊急を要すると判断される結果については、上記の期間によらず直ちに市に納品すること。

- (イ) 検診結果通知は受注者から行うこととし、検診実施後、速やかに検査結果通知書を作成し、市の指定する封筒又ははがきで発送すること。また、

「要精密検査」と判定された者については、「大腸がん精密検査依頼書兼結果票」を作成し添付すること。

- (ウ) (イ)の発送時に検診日単位の検診結果報告書（年齢区分、受診者数及び結果判定区分の内訳が記載されたもの）及び月単位の結果一覧表並びにがん検診結果データ（CSV）を市の指定する内容で作成し、CD-ROM等の媒体で市に納品すること。

オ その他

- (ア) 採便方法や検体保管方法について受診者が理解できるよう説明書きを添えた採便容器を準備すること。
- (イ) 受診者が自宅において2日分の便を採取し、持参できるよう、大腸がん検査キットを事前に送付すること。
- (ウ) 検体が2本とも提出され、陽性又は陰性の判定結果が出たもののみを請求すること。
- (エ) 採便不備により取り直しが必要になった場合には、検体容器再配布申請書を準備し、提出用の検診日程と大腸がん検査キットを再配付する。また別途容器代を受診者から徴収すること。
- (オ) 未提出者リストを作成し、CD-ROM等の媒体で市に納品すること。
- (カ) 検診結果は、受注者が5年間保存すること。

(8) 子宮頸がん検診

ア 対象者

市の住民基本台帳に記録されている者のうち、基準日において20歳以上の女性で前年度受診していない者。ただし、がん検診推進事業受診者は含まない。

イ 実施内容

問診、視診、細胞診及び内診とし、「滋賀県がん検診の実施のための指針（子宮頸がん検診）」に準拠して行うこと。

ウ 検診結果について

- (ア) 細胞診の結果その他臨床症状等を総合的に判断し、精密検査の必要性の有無を決定して、「要精密検査」、「精密検査不要」及び「要再検査」の区分で判定すること。
- (イ) 検診結果通知は受注者から行うこととし、検診実施後、原則3週間以内に検査結果通知書を作成し、受診者が同日に受診した他のがん検診結果と併せて記入し、市の指定する封筒で発送すること。また、「要精密検査」と判定された者については、「子宮頸がん検診精密検査依頼書兼結果票」

を作成し添付すること。

なお、緊急を要すると判断される結果については、上記の期間によらず直ちに市に納品すること。

- (ウ) (イ)の発送時に検診日単位の検診結果報告書（年齢区分、受診者数及び結果判定区分の内訳が記載されたもの）及び月単位の結果一覧表並びにがん検診結果データ（CSV）を市の指定する内容で作成し、CD-ROM等の媒体で市に納品すること。

エ その他

- (ア) 標本、問診記録及び検診結果は、受注者が5年間保存すること。

- (イ) 受診予定人数に応じて検診車の配備を増やすなど円滑な実施に配慮すること。

(9) 乳がん検診

ア 対象者

市の住民基本台帳に記録されている者のうち、基準日において40歳以上の女性で前年度受診していない者。ただし、がん検診推進事業受診者は含まない。

イ 実施内容

問診及び乳房エックス線撮影とし、「滋賀県がん検診実施のための指針（乳がん検診）」に準拠して行うこと。

ウ 検診結果について

- (ア) 検診結果の判定は、十分な経験を有する医師による読影を原則とし、2人以上の医師が同時又は個別に読影する。
- (イ) 問診及び乳房エックス線撮影の結果を総合的に判断して、検診票に記録するとともに「精密検査不要」及び「要精密検査」に区分すること。
- (ウ) 検診結果通知は受注者から行うこととし、検診実施後、原則3週間以内に検査結果通知書を作成し、受診者が同日に受診した他のがん検診結果と併せて記入し、市の指定する封筒で発送すること。また、「要精密検査」と判定された者については、「乳がん精密検査依頼書兼結果票」を作成し、マンモグラフィデータが入ったCD-ROMを併せて添付すること。

なお、緊急を要すると判断される結果については、上記の期間によらず直ちに市に納品すること。

- (エ) (ウ)の発送時に検診日単位の検診結果報告書（年齢区分、受診者数及び結果判定区分の内訳が記載されたもの）及び月単位の結果一覧表並びにがん検診結果データ（CSV）を市の指定する内容で作成し、CD-ROM等の媒体

で市に納品すること。

エ その他

(7) 撮影したマンモグラフィ写真、問診記録及び検診結果は、受注者が5年間保存すること。

(4) 受診予定人数に応じて検診車の配備を増やすなど円滑な実施に配慮すること。

(10) 肝炎ウイルス検診

ア 対象者

市の住民基本台帳に記録されている者のうち、基準日において40歳以上で過去に市の実施する肝炎ウイルス検診を受診していない者

イ 実施内容

(7) 問診（市が指定する様式）

(4) B型・C型肝炎ウイルス検査（HCV抗体検査、HCV核酸増幅検査、HBs抗原検査）

ウ 検診結果について

(7) 検診結果の判定等は、「肝炎ウイルス検診等実施要領」（厚生労働省）に基づくこと。

(4) 検診結果通知は受注者から行うこととし、検診実施後、原則3週間以内に検査結果通知書を作成し、受診者が同日に受診した他のがん検診結果と併せて記入し、市の指定する封筒で発送すること。また、「要精密検査」と判定された者については、「肝炎ウイルス精密検査依頼書兼結果票」を作成し添付すること。

(4) (4)の発送時に検診日単位の検診結果報告書（年齢区分、受診者数及び結果判定区分の内訳が記載されたもの）及び月単位の結果一覧表並びにがん検診結果データ（CSV）を市の指定する内容で作成し、CD-ROM等の媒体で市に納品すること。

エ その他

実施に当たっては、「肝炎ウイルス検診等実施要領」（厚生労働省）のほか関係する法令等を遵守すること。

なお、検診結果は、受注者が5年間保存すること。

(11) 共通事項

ア 対象者の基準日は、当該年度末とする。

なお、(2)高齢者健診は受診日において後期高齢者医療制度に加入している者とする。

- イ 受注者は、自己負担金を徴収する場合は、契約で定めた委託料単価から自己負担分を控除した金額を市に請求するものとする。
- ウ 各けん診がスムーズに流れるよう専門のスタッフを配置するなどし、受診者の介助及び誘導業務を確実かつ適切に行うこと。
- エ 受付、問診及び料金徴収は、受注者においてパソコン等を用いて行うこととし、予定人数に応じてパソコン等を増やし、領収書の発行を含め効率的に行い、料金徴収結果は日ごとに出力すること。また、必要なパソコンやプリンター等は、受注者で準備し、受診者情報は日ごとに更新が可能であること。
- オ 当日の状況に応じて、追加申込みでけん診を受けることが可能とする。
- カ 受注者において、委託事業に係る会場設営及び業務に要する物品を整え設営すること。
- なお、会場によっては、前日の会場設営を求めることがある。
- キ 予約票、X線注意点、受診票、歯科相談の問診票、健康診査受診申請書、一般健康診査質問票、要精密検査対象者に同封する資料、尿検査容器、大腸がん検査キット等は、受注者において準備すること。
- なお、予約票及び受診票の郵送用封筒、検診結果通知書の郵送用封筒及びはがきについても、受注者が準備すること。
- ク 予約票、X線注意点、受診票、尿検査容器及び大腸がん検査キットは、受注者から受診者へ郵送すること。受診申込者データについては、宛名番号、申込けん診内容及び受付時間を、受診日の2週間前に受注者へメールにて提供するものとする。
- ケ 受診票及び結果通知は、市と協議の上、受注者で様式を作成すること。
- コ 会場の電源は自家発電を原則とするが、事前に会場を確認し、会場の電源を利用できる場合は利用しても差し支えない。
- サ 受診者のプライバシーには十分に配慮し、必要に応じてスクリーン等を設置するなどの措置を講ずること。
- シ 個人情報及び個人番号を取り扱う時は「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報の取扱いに細心の注意を払うこと。
- ス 副作用等の事故に対応できるマニュアルを作成し、提出すること。事故発生時には、マニュアルに基づき迅速に対応すること。また、緊急時に対応できるよう自動体外式除細動器（AED）及び緊急対応物品を常備すること。
- セ 受診者が体調の不良を訴えた場合は、迅速かつ適切に対応しその経過及び結果を報告書で適時提出すること。
- ソ 当業務において排出された廃棄物は、法令等の定めに従い受注者において

適正に処理を行うこと。

タ 委託業務の処理に関し発生した損害（個人情報漏えいや第三者に及ぼした損害も含む。）のために生じた必要な経費は、受注者が負担するものとする。

チ けん診の精度を向上させるため、機器の保守点検、整備及び検査の標準化に関する体制の確立並びに検診従事者の資質の向上に努めること。また、万一会場で機器のトラブルが発生した場合は、直ちに市に報告するとともに、代替の機器を準備すること。併せて、必要に応じ、受診者への説明を行い、理解を求めること。

ツ 業務の精度管理上、受注者に対し必要事項の報告又は確認を求めるため、誠実に対応すること。

テ 関係法令その他要綱及び手引の改正があった場合は、改正後の関係法令、要綱及び手引を遵守すること。

ト 詳細な実施日時、問診票等の様式その他細部については、受注者と協議を行うこととし、開始に当たり受注者及び市のスタッフが一堂に会した合同説明会を開催すること。

ナ 予約状況により、体制（検診車や医師・スタッフの数）の変更が必要な場合は、事前に受注者に連絡を入れることとする。

ニ 滋賀県がん検診精度管理事業に基づく各がん部会の協議内容に基づき、対象者や実施内容などが変更された場合は、市と協議すること。

ヌ 実施回数については、受診者数の推移、予測人数に応じて市と協議すること。

6 その他

(1) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(2) 本業務は、令和7年度から令和9年度までの債務負担行為に基づくものであり、契約締結日から令和8年3月31日までの間の支払義務は生じないものとする。

(3) 落札者は、自己負担金徴収予定額を差し引いた総合計金額をもって決定する。ただし、契約は、単価をもって契約する。

なお、単価は業務に要する全ての費用を含めた金額とする。

〈別表〉 当日保健指導を実施する対象者

下記の①から③全てを満たす又は④に該当する者

- ① 腹囲 男性 85 cm以上、女性 90 cm以上又は BMI25 以上
- ② 収縮期血圧 130mmHg 以上又は拡張期血圧 85mmHg 以上
- ③ 質問票 1 ～ 3 が全て「いいえ」
- ④ II 度高血圧又はⅢ度高血圧

